

公立大学法人奈良県立医科大学役員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地独法」という。）第56条第1項の規定に基づき、公立大学法人奈良県立医科大学の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職（公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程第9条第2項の規定による退職及び地独法第17条第1項から第3項の規定による解任をいう。以下同じ。）した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程による退職手当は、役員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 退職手当は、役員が退職した日から起算して1カ月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合はこの限りでない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の基本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、当該異なる役職ごとの退職の日における基本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の退職手当の額は、奈良県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う業績評価の結果及び役員としての在職期間におけるその者の業績等（以下、「業績評価等」という。）を総合的に勘案し、100分の10の範囲内で、これを増額又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

2 異なる役職ごとの在職期間がある場合において、役職別期間が同一の月で重複する場合は、端数の少ない役職別期間の在職月数から1月を減じるものとし、端数が同じ場合は後の役職別期間の在職別月数から1月を減じるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(職員との在職期間の通算)

第6条 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて職員（公立大学法人奈良県立医科大学職員就業規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）となったときは、この規程による退職手当は支給しない。

2 役員が、職員から引き続いて役員となった場合（公立大学法人奈良県立医科大学職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）に基づく退職手当を支給されないで役員となった場合に限る。）におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 役員のうち、引き続いて職員となるため退職をし、かつ引き続き職員として在職した後引き続いて再び役員となった者（後の役員となるため職員を退職する際、職員退職手当規程に基づく退職手当を支給されないで役員となった場合に限る。）の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額)

第7条 前条第2項の役員が退職した場合（前条第1項の規定に該当する場合を除く。）の退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該役員の退職の日に公立大学法人奈良県立医科大学職員（職員退職手当規程第2条第1項に規定する職員をいう。以下この条、次条及び第11条において「職員」という。）に復帰し、かつ、同日に当該職員として退職したものと仮定して、職員退職手当規程の規定の例により計算した退職手当の基本額（職員退職手当規程第5条に規定する退職手当の基本額をいう。以下この条及び第11条において同じ。）及び退職手当の調整額（職員退職手当規程第14条に規定する退職手当の調整額をいう。以下この条及び第11条において同じ。）を合算した額とする。この場合において、当該役員の退職の日における基本給月額については、当該役員が前条第2項に規定する役員となるため職員を退職した日における当該職員としての基本給月額を基礎として、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が別に定め、職員退職手当規程第16条第1項の規定による勤続期間の計算については、前条第2項に規定する役員としての在職期間による。

2 前条第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前条第1項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当の額については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該役員の退職の日に職員に復帰し、かつ、同日に当該職員と

して退職したものと仮定して、職員退職手当規程の例により計算した退職手当の基本額及び退職手当の調整額を合算した額とする。この場合において、当該役員の退職の日における基本給月額については、当該役員が前条第3項に規定する後の役員となるため職員を退職した日における当該職員としての基本給月額を基礎として、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が別に定め、職員退職手当規程第16条第1項の規定による勤続期間の計算については、前条第3項に規定する役員としての在職期間による。

3 前2項に規定する退職手当の調整額の算定に際して、役員としての在職期間に係る調整月額（職員退職手当規程第14条第1項に規定する調整月額をいう。）については、職員退職手当規程第14条第1項第2号に規定する額を適用するものとする。

4 第3条第2項の規定は、第1項の規定により退職手当の額を算定する場合に準用する。

（奈良県職員との在職期間の通算）

第8条 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて奈良県職員（奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和28年10月奈良県条例第40号。以下「県退職手当条例」という。）第2条に規定する職員をいう。以下この条及び次条において同じ。）となるため退職をし、かつ引き続き奈良県職員となったときは、この規程による退職手当は支給しない。

2 奈良県職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の奈良県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて奈良県職員となるため退職をし、かつ引き続き奈良県職員として在職した後、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、役員となるため退職し、引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

（奈良県職員の在職期間を有する役員の退職手当の額）

第9条 前条第2項の規定に該当する役員が退職した場合（前条第1項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当の額については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該役員の退職の日に奈良県職員に復帰し、かつ、当該奈良県職員として退職したものと仮定して、県退職手当条例の例により計算した退職手当の基本額（県退職手当条例第2条の3に規定する退職手当の基本額をいう。以下この条において同じ。）及び退職手当の調整額（県退職手当条例第6条の4に規定する退職手当の調整額をいう。以下この条において同じ。）を合算した額とする。この場合において、当該役員の退職の日における基本給月額については、当該役員が前条第2項に規定する役員となるため奈良県職員を退職した日における当該奈良県職員としての給料月額を基礎として、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が別に定め、県退職手当条例第7条第1項の規定による勤続期間の計算については、前条第2項に規定する役員としての在職期間による。

2 前条第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前条第1項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当の額については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該役員の退職の日に奈良県職員に復帰し、かつ、当該奈良県職員として退職したと仮定して、県退職手当条例の例により計算した退職手当の基本額及び退職手当の調整額を合算した額とする。この場合において、当該役員の退職の日における基本給月額については、当該役員が前条第3項に規定する役員となるため奈良県職員を退職した日における当該奈良県職員としての給料月額を基礎として、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が別に定め、県退職手当条例第7条第1項の規定による勤続期間の計算については、前条第2項に規定する役員としての在職期間による。

3 前2項に規定する退職手当の調整額の算定に際して、役員としての在職期間に係る調整月額（県退職手当条例第6条の4第1項に規定する調整月額をいう。）については、その者の役員としての在職期間を考慮して、県退職手当条例第6条の4第1項第1号又は第2号に定める額のいずれかのうち理事長が定める額を適用するものとする。

4 第3条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定により退職手当の額を算定する場合に準用する。

（通算対象団体職員との在職期間の通算）

第10条 役員が、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国、奈良県以外の地方公共団体、一般地方独立行政法人（地独法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項の規定の基づく国立大学法人及び同条第3項の規定に基づく大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項の規定に基づく独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「通算対象団体」という。）で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この条において同じ。）に関する規程において、通算対象団体に使用される者（以下「通算対象団体職員」という。）が、通算対象団体の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該通算対象団体に使用される者となった場合に、通算対象団体職員としての勤続期間を当該通算対象団体に使用される者としての勤続期間に通算することを定めているものに使用される者（以下「特定通算対象団体職員」という。）となったときは、この規程による退職手

当は支給しない。

- 2 役員が、特定通算対象団体の要請に応じ、特定通算対象団体職員から引き続いて役員となった場合（特定通算対象団体の退職手当に関する規程に基づく退職手当を支給されないで役員となった場合に限る。）におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の特定通算対象団体職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定通算対象団体職員となるため退職をし、かつ引き続き特定通算対象団体職員として在職した後引き続いて、特定通算対象団体の要請に応じ、再び役員となった者（後の役員となるため特定通算対象団体職員を退職する際、特定通算対象団体の退職手当に関する規程に基づく退職手当を支給されないで役員となった場合に限る。）の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

（通算対象団体職員の在職期間を有する役員の退職手当の額）

第11条 前条第2項の役員が退職した場合（前条第1項の規定に該当する場合を除く。）の退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該役員の退職の日に職員となり、かつ、同日に当該職員として退職したものと仮定して、職員退職手当規程の例により計算した退職手当の基本額及び退職手当の調整額を合算した額とする。この場合において、当該役員の退職の日における基本給月額については、当該役員が前条第2項に規定する役員となるため特定通算対象団体職員を退職した日における当該特定通算対象団体職員としての基本給月額に相当する額を基礎として、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が別に定め、職員退職手当規程第16条第1項の規定による勤続期間の計算については、前条第2項に規定する役員としての在職期間による。

- 2 前条第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前条第1項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当の額については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該役員の退職の日に職員となり、かつ、同日に当該職員として退職したものと仮定して、職員退職手当規程の例により計算した退職手当の基本額及び退職手当の調整額を合算した額とする。この場合において、当該役員の退職の日における基本給月額については、当該役員が前条第3項に規定する後の役員となるため特定通算対象団体職員を退職した日における当該特定通算対象団体職員としての基本給月額に相当する額を基礎として、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が別に定め、職員退職手当規程第16条第1項の規定による勤続期間の計算については、前条第3項に規定する役員としての在職期間による。
- 3 前2項に規定する退職手当の調整額の算定に際して、役員としての在職期間に係る調整月額（職員退職手当規程第14条第1項に規定する調整月額をいう。）については、その者の役員としての在職期間を考慮して、職員退職手当規程第14条第1項第1号又は第2号に定める額のいずれかのうち理事長が定める額を適用するものとする。
- 4 第3条第2項の規定は、第1項の規定により退職手当の額を算定する場合に準用する。

（遺族の範囲及び順位）

第12条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前号に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
 - 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（退職手当の支給制限）

第13条 役員が地方独立行政法人法第17条第2項第2号又は同条第3項の規定に該当し、解任された場合においては、その解任されるに至るまでの引き続き役員としての在職期間（第6条第2項又は第3項、第8条第2項又は第3項、第10条第2項又は第3項の規定により退職手当の算定の基礎となる職員又は奈良県職員としての在職期間を含む。）に対する退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

（退職手当の支給の一時差止め）

第14条 理事長は、退職し、又は解任された役員に対し退職手当がまだ支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し退職手当を支給することが、職務に対する県民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

（退職手当の返納）

第15条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした一般の退職手当の額の全額又は一部を返納させることができる。

（退職手当の支給制限等）

第15条の2 前3条に規定するもののほか、退職手当の支給制限等に関しては、職員退職手当規程第23条から第29条までの規定を準用する。この場合、当該規程中「懲戒解雇」とあるのは、「第1条に規定する解任」と読み替えるものとする。

(実施に必要な事項)

第16条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、職員退職手当規程の例によるほかは、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月19日から施行する。

公立大学法人奈良県立医科大学職員退職手当規程

(第23条～第29条 抜粋)

(退職手当の支給制限)

第23条 一般の退職手当は、傷病又は死亡によらずその者の都合により退職し、かつ、第16条第2項から第4項の規定による在職期間（職員として引き続きいた在職期間とみなす期間を含む。）が3年以下の者には、支給しない。

2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第24条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒解雇処分を受けて退職をした者

(2) 就業規則第23条第1項第2号又は第3号の規定により解雇された者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を理事長が別に定める公告を行うことをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第25条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 理事長が第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行い、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しな

い処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 5 第3項の規定による支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、理事長は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、理事長が、支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして、当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する附則第3条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に附則第3条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
- 9 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。
(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第26条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第24条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が就業規則第21条の規程により再任用され、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し就業規則第43条第1項第4号の規定による懲戒解雇処分（以下「再任用職員に対する解雇処分」という。）を受けたとき。
- (3) 理事長が、当該退職をした者（再任用職員に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第24条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 前項の規定による意見の聴取の方法等については、理事長が別に定める。
- 5 第24条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第27条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第24条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ附則第3条の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第29条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、同項の規定により算出される金額（次条及び第29条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する解雇処分を受けたとき。
- (3) 理事長が、当該退職をした者（再任用職員に対する解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認

めたとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が附則第3条の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、理事長は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 前項の規定による意見の聴取方法等については、第26条第4項の例による。
- 6 第24条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第28条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第24条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第24条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 前項において準用する第27条第4項の規定による意見の聴取方法等については、第26条第4項の例による（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第29条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第27条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、

当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第27条第5項又は前条第3項において理事長が定める通知を受けた場合において、第27条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第6項までに同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第25条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第27条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第27条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する解雇処分を受けた場合において、第27条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、

当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第24条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 7 第24条第2項並びに第27条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 前項において準用する第27条第4項の規定による意見の聴取方法等については、第26条第4項の例による。